

日清戦争開戦過程における一要因としての朝鮮政府

—内政改革と宗属問題を中心に—

李 穎

Abstract

Before the start of the Sino-Japanese War in 1894, Japan made a request to Korea to deny the patriarchal relations between Qing China and Korea and also to carry out domestic affairs reform. Based on the analysis from the day of the two countries sending troops to Korea to the process of the Japanese occupation of the Korea palace, especially through the analysis of the specific projects of domestic reform, this paper came to the conclusion that Japan's requests are not to promote the independence of the Korea by means of reform, but to start a war, so as to eliminate Qing China's control on Korea and therefore change the political situation in east Asia and eventually put Korea under Japanese influence.

キーワード……朝鮮 日清戦争 内政改革 宗属関係

はじめに

日清戦争に関する先行研究では、日清間の対立に多くの関心が寄せられてきたが、日清戦争は朝鮮で勃発したものであるため、朝鮮の立場にもっと注目を払わなければならないと思われる。日清戦争期の朝鮮に関する日本の研究は、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（朝鮮総督府中枢院、1940年）が先駆的であり、戦後の研究は主に東アジア国際関係の変容に着目して分析してきた。例えば、岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運』（名古屋大学出版会、2004年）は、清国と朝鮮間の宗属関係を中心にして論じている。属国自主とは、清国が近代条約体制に適応してそれまでの伝統を成文化して新たな定例として導入したもので、朝鮮側は必ずしもそれを受容していないと主張している。茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』（山川出版社、1997年）は、東アジア朝貢・冊封体制崩壊の角度から日清戦争による国際関係の変容を分析した。古結諒子『日清戦争における日本外交—東アジアをめぐる国際関係の変容』（名古屋大学出版会、2016年）は、日清戦争は清朝間宗属関係の封印作業を講じ、朝鮮の国際的地位を確立したと指摘した。森万佑子『朝鮮外交の近代』（名古屋大学出版会、2017年）は、日清戦争期における朝鮮の近代外交は華夷思想の「事大宇小」（大に仕え、小を慈む）という大国の保護を求める特色を持っていることを指摘した。一方、中国の朝鮮研究では、陳偉芳『朝鮮問題と甲午戦争』（生活・読書・新知三聯書店、1959年）が、日本の朝鮮侵略を大陸侵略の第一歩として位置付けている。日本は征韓論を唱えて以来、長期的に朝鮮に野心を持ち、

朝鮮を足がかりとして清国に侵攻し、東アジアの覇権を取ろうとした。王如絵『甲午戦争与朝鮮』（天津古籍出版社、2004年）は、日本より提起した朝鮮の独立自主と内政改革は日本軍の朝鮮駐留と戦争を挑発するための口実に過ぎないと指摘している。また韓国の研究のうち、柳永益『日清戦争期の韓国改革運動』（秋月望・広瀬貞三訳、法政大学出版局、2000年）は、甲午更張を中心にして朝鮮開化派が日本に依存しつつ主体性の改革をおこなったことを論じた。姜在彦『新訂朝鮮近代史研究』（日本評論社、1982年）は、東学党農民戦争と反日義兵運動を中心に研究した。朴宗根『日清戦争と朝鮮』（青木書店、1982年）は、日本が朝鮮を保護国化する過程における朝鮮の支配層を含む各層人民の反侵略運動を中心に論じた。以上のように、三国の学者は各自の視座から日清戦争の性格や影響を検討してきた。しかし日清開戦直前に朝鮮でいったい何が起こったのか、朝鮮が清朝間の宗属関係及び日本の提案した独立自主をいったいどう受け止めていたのかについて、さらに深く議論する余地があると思われる。故に、本稿は日清戦争の開戦過程における一要因としての朝鮮政府の態度や対策を日本と清の史料を通じて論を進めていきたい。本稿で主に参考した史料は『李朝高宗太皇帝実録』『朝鮮史』『日本外交文書』『蹇蹇録』『明治廿年七八年在韓苦心録』『光緒朝中日交渉史料』『李鴻章全集』『袁世凱全集』などである。

1 朝鮮政府の借兵

旧暦甲午年の1894年2月から、朝鮮の全羅道古阜郡において全琫準が指導した東学党農民蜂起が勃発した。農民軍は「逐滅倭夷、盡滅権貴」を唱えて数千人規模に発展し、5月になると全羅道各地の官庁を襲撃し、その勢力は急速に拡大していった¹⁾。この報告を受けた朝鮮政府は、5月7日に洪啓薫を招討使に任命し兵800名を帯同させて全羅道に派遣し、現地の朝鮮軍を支援して農民軍の撲滅を狙っていた。招討軍の出陣にあたり、朝鮮政府は清国の“駐劄総理朝鮮交渉通商事宜”袁世凱に支援を求めている。袁世凱は早速上司の北洋大臣李鴻章に報告し、招討使の威勢を応援することを提案した。李鴻章はこれを承諾し、海軍提督丁汝昌に仁川に在泊する清軍砲艦平遠艦の移動と朝鮮兵の搭乗を命じた²⁾。しかし、農民軍は撲滅されるどころか、その勢力を急速に伸ばしていった。招討軍は苦境に追い込まれ、逃散兵が続出した。自国の兵力によって反乱を鎮圧できず、洪啓薫は5月14日に外兵の借用を電奏した。これに続き、5月16日に、閔氏戚族の中心人物であった宣慰庁堂上・兵曹判書の閔泳駿が袁世凱と密議を経て清兵借兵のことを朝鮮国王に提起した。

朝鮮政府にとって考えられる対策は、第一に懐柔の対策をとり農民軍の要求を受け入れること、第二に清国に借兵して乱党を平定することであった。日本代理公使杉村濬は、第一策は閔氏一派にとって不利益となり、諸大臣が公言を憚っていたため、第二策をとる可能性が高いと推定した³⁾。果たして朝鮮国王は5月16日に諸大臣を宮中に召し、借兵について議論したが、反対意見が多数出ている。諸大臣が借兵に反対した理由としては、①国民の生命と財産も暴行

掠奪に晒されること、②他国の兵を借りて討伐すれば自国の民心が動揺すること、③外兵の入国を機に各国も公使館保護の名目で出兵する懸念があることが挙げられた。このため、朝鮮国王は借兵案を取りやめ、自国兵の沁営五哨を公州へ増派することを決めた⁴⁾。

しかし、5月31日に全州陥落の情報が伝えられると、朝鮮政府は6月1日に再度会議を開き、借兵問題を審議した。領郭寧府事金炳始をはじめとする元老大臣が慎重論を持っていたが、判中樞府事金弘集がやむを得ず清国に借兵する意向に変わっていた。会議の結果としては、出兵書簡を作成し、閔泳駿に命じて袁世凱と借兵の交渉をすることになった⁵⁾。6月3日に朝鮮国王は内務府参贊成岐運に命じて出兵照会をもって袁世凱をとおして正式に清国に借兵請願をした。照会では、匪徒が「竟ニ敢テ拚死拒戦シ」たため、「壬午・甲申敵邦兩次内亂咸ナ中朝ノ兵士ニ頼リ、代リテ勘定ヲ爲ス。茲ニ援案ヲ擬ス。貴總理迅ク北洋大臣ニ電懇シ、数隊ヲ酌遣シテ速カニ來リテ代勦シ」⁶⁾と書かれていた。そのため、朝鮮は自力で国内の危機を克服できず、壬午・甲申にならって清国に借兵することが決まった。

森万佑子氏の分析では、朝鮮政府は1882年から西洋諸国と条約を締結して近代国際関係を有するようになったが、清・朝間の伝統的な宗属関係と近代国際関係が交錯する状況において宗属関係を優先させてきた。そのため全州が陥落すると、壬午・甲申の先例にならって清国に借兵要請をしたのは、自然な選択肢だったと指摘した⁷⁾。朴宗根氏は、閔泳駿が閔氏一派の利益を目指して袁世凱と結託して借兵を企んでいたと指摘した。檜山幸夫氏も、日清戦争の発端は袁世凱・李鴻章が同調した朝鮮介入策にあり、東学党農民軍を討伐することで宗主国の威信を確立しようとする目論みがあったと指摘した⁸⁾。一方、王如絵氏は、李鴻章は日本の出兵を警戒していたが、日本の外交官が日本の不干渉政策をもって清国の出兵を唆したと指摘した⁹⁾。

もっとも、朝鮮政府の意思決定過程から見れば、清国や日本の意志に左右されて借兵を決めたとは言えない。朝鮮政府は、はじめに元老や閣臣の意見に賛同して閔泳駿の借兵提案を取りやめたのであった。反対意見では朝鮮の内治に主眼を置いていた。領郭寧府金炳始が言ったように、「匪徒罪赦シ難シト雖モ、皆ナ我民ナリ。將ニ我兵ヲ以テ勦討スベシ。若シ他國ノ兵ヲ借リテ誅討セバ、我民ノ心當サニ如何セン。民心從ヒテ渙散シ易シ」¹⁰⁾と、自力で解決することを主張し、他国の掣肘を警戒していた。しかし全州の陥落にともない、朝鮮政府は軍力の不足を意識して、やむをえず清国に借兵することを決めたのであった。もっとも、朝鮮政府はその時、農民軍と妥協する選択肢をとらず、支配者の利益を優先していた。

2 日清両国の朝鮮出兵

清国の北洋大臣李鴻章は朝鮮政府の出兵請願を受け取ると、6月4日に直隸提督葉志超に1500名を率いて出征する命令を下した¹¹⁾。他方6月2日に、日本の陸奥宗光外相は代理公使杉村濬の「袁世凱曰ク朝鮮政府ハ清國ノ援軍ヲ請ヒタリト」¹²⁾との短い電文を閣議に提示して朝鮮出兵を提案した。朝鮮出兵案は閣僚全員の賛成を得ていた。6月5日に参謀本部内に早く

も戦時大本営が設置され、8000名の混成一個旅団を編成し、2次に分かれて宇品港から出兵することになった。同日、大鳥公使は帯兵帰任という形で海兵陸戦隊約500名を伴い、巡洋艦八重山にて横須賀港から出航した。6月6日に、清国の山海関出兵のタイミングに合わせて歩兵第11聯隊第1大隊約1000名を宇品港から先発させた¹³⁾。日本の出兵活動は全て極めて秘密裏に進められていたが、6月7日に、陸奥外相は清国駐日公使汪鳳藻から清の照会を受け取ると、直ちに照会にある「派兵援助乃我朝保護属邦舊例」¹⁴⁾（援軍の派遣は我が属邦保護の旧例に依拠する）という清国の主張に抗議し、はじめて日本も出兵することを相手に通知した。

6月9日に大鳥公使は約400兵を帯同して仁川に上陸した。朝鮮の外務機構である総理交渉通商事務衙門の外務主事李鶴圭が杉村代理公使に会見して日本の出兵理由を詰問したが、杉村は済物浦条約にしたがい公使館及商民の保護のためであり、具体的には大鳥公使が入京してから面談するとの返事をした¹⁵⁾。朝鮮政府は日本軍を阻止できず、袁世凱に助けを求めたが、袁世凱も事情が分からず、とりあえず李鴻章に日本の動向を報告しておいた¹⁶⁾。6月9日に清国は総理衙門より日本の出兵に対する不満の照会を發した¹⁷⁾。それにもかかわらず、日本は計画通り混成旅団2600名を12日に続発させた。

一方、全州は朝鮮湖南地区の政治・軍事の中心地であるため、朝鮮政府は李元会を両湖巡辺使に任命し、1000名の兵力にクルップ式野砲を与えて全力を挙げて増援していた。敗北した洪啓薫も政府軍と地方營兵を再集結し、全州周辺の高地で布陣した。農民軍は武器が足りず、遠距離砲撃に対し、接近戦で対応するしかなかった。6月4日と6日の戦闘で農民軍1000名の死傷者が出ていた。政府軍も更なる攻撃をする余力もなくなり、双方は対峙状態に入った。6月9日に清国太原鎮総兵聶士成が牙山湾に上陸したが、この時、日本軍の出兵情報も伝えられてきた。外国軍上陸という背景の下、6月10日に政府側を代表する李元会、洪啓薫は農民軍側が提起した弊政改革十二條要求を全面的に受け入れて「全州和約」を達成させた¹⁸⁾。6月11日政府軍と清軍が合流して全州に入城し、これで益々高揚した農民蜂起が短期間で鎮められた。清軍の支援を受けた朝鮮政府は農民軍を勦滅するまでもっと侵攻すべきであっただろうが、農民軍の要求を呑んだのは、農民軍に譲歩して日本出兵の口実をなくすためであったと考えられる。

他方、朝鮮総理交渉通商事務協辦閔商鎬・李善得・李容植らが、仁川や漢城城門で日本兵の入京を阻止しようとしたが、6月10日に大鳥公使は強行に陸戦隊420名、砲4門を率いて漢城に入った¹⁹⁾。しかしこの時、朝鮮の内乱は沈静化に向かっていた。日本は出兵の最大の口実を失い、強行した軍事行動は列国の疑惑を招致し、情勢は日本に不利になった。これで大鳥公使は直ちに袁世凱を訪問し、衝突回避の意思を伝えていた²⁰⁾。続けて12日、13日に二度にわたって袁世凱と会談し、両国の共同撤兵について協議し始めた。ところで大鳥の交渉方針は、「増兵しない」、「上陸しない」、「武器を持たずに上陸する」と絶えず変わっていた。そうこうしているうちに、6月16日に合流した日本軍4000名が武器を携帯したまま漢城に入った²¹⁾。大鳥公使も「托事冗不見」²²⁾（事務繁忙）という理由で姿を消していた。

大鳥公使は6月11日から3回にわたって「京城目下ノ形勢ニテハ過多ノ兵士進入ニ対スル正当ノ理由ナキヲ恐ル」²³⁾と陸奥外相に電報を打っていた。しかし、陸奥外相は6月13日に大鳥公使に対し、「空シク帰国スルニ至ラハ、甚タ不体裁ナルノミナラス、又政策ノ得タルモノニアラス」²⁴⁾とし、両国が撤兵した場合、朝鮮保護のために清国が出兵した実績が残るが、日本にとっては何も貰えない“不体裁”な立場になることが好ましくないと訓電を送っていた。

日本が重兵を京城に駐屯することは、朝鮮政府を大変困らせた。6月16日に国王は元老大臣に諮問したが、金炳始は清国に援兵請願することは大変な失策だと責め、日本がなぜか分からず数千人規模の軍で無人の境のような都城に入ったことに対し、朝廷が一言も述べないままでは国体を損なうことを痛論していた。刑曹参議李南珪も義理誠信を持って日本を叱責すべきだと主張した²⁵⁾。つまり朝鮮政府にとっては、その段階でできることは叱り退けるぐらいで、積極的な意見が見られなかった。結局6月18日に、袁世凱の意見を参考にして総理交渉通商事務衙門督辦趙秉稷より、英・米・独・露・仏国の駐朝鮮代表に照会を発し、東学農民軍蜂起を收拾したことを伝えた上で、日本軍の京城撤去を協力してもらうように頼んでいた²⁶⁾。

3 朝鮮の共同内政改革についての清国への提議

6月13日に、李鴻章は日本の出兵意図を疑い、袁世凱に「我軍即当陸續撤回、以免韓人疑怨、倭人借口留兵」²⁷⁾（朝鮮の疑惑や日本の口実をなくすのに、我軍が逐次に撤回すべし）と訓電し、日清衝突を警戒して撤兵を考えていた。他方、日本は軍隊の引続きの朝鮮駐留に「日清共同内政改革」の名目を作り出した。伊藤博文首相が6月13日に日本の閣議で、二つの提議を中心にして共同内政改革を提案していた。

- 一 朝鮮事變ニ付テハ速ニ其亂民ヲ鎮壓スル事、但我政府ハ成ルベク清國政府ト戮力シテ鎮壓ニ従事スル事
- 一 亂民平定ノ上ハ朝鮮國內政ヲ改良セシムル爲メ日清兩國ヨリ常設委員若干名ヲ朝鮮ニ置キ先ツ大略左ノ事項ヲ目的トシテ其取調ニ従事セシムル事²⁸⁾

清国と協力して朝鮮の乱民を鎮圧すること、内乱を平定しても撤兵せずに日清共同で朝鮮内政改革を行なうことを表明した。第二項の具体案は次のとおりである。

- 一 財政ヲ取調フル事
- 一 中央政府及地方官吏ヲ淘汰スル事
- 一 必要ナル警備兵ヲ設置セシメ、國內ノ安寧ヲ保持セシムル事
- 一 歳入ヨリ歳出ヲ省略セシメ、剩餘ヲ以テ利子ト爲シ出来得ル丈國債ヲ募集セシメ其金額ヲ以テ國益上ノ利便ヲ與フルニ足ルモノ、爲メニ支用セシムル事

即ち、財政・人事・軍事・歳入歳出の整理の面から朝鮮内政改革をおこなうことになった。これは朝鮮の自主性を否定し、主権に干渉するものであると同時に、宗主国を主張する清国の

優越性を否定するものでもある。このため清国に拒否される可能性が高いと見られる。陸奥外相は「清政府は十中の八、九までは我が提案に同意せざるべし」²⁹⁾と判断し、6月15日にさらに二項を追加して、閣議で通過させた。

- 一 清國政府ト商議ヲ開キタル後ハ其結局ヲ見ルマデハ目下韓地ニ派遣ノ兵ヲ撤回セザル事
- 一 若シ清國政府ニ於テ我意見ニ賛同セザルトキハ帝國政府ノ獨立ヲ以テ朝鮮政府ヲシテ前述ノ政治ノ改革ヲ爲サシムル事ヲ努ムル事³⁰⁾

この二項の追加により、日本が清国との交渉の結果にかかわらず朝鮮から撤兵しないことと、もし清国が提案に応じない場合は、日本が単独で朝鮮の内政改革を推進することを明確にした。

6月16日に、陸奥外相は汪鳳藻公使を招いて内政改革の内閣決定を伝えたが、もちろん刺激的な15日の二項追加を提示しなかった。清側の回答としては、すでに朝鮮の変乱を平定したので、我が軍は討伐する必要がないし、日本軍が更に会同して討伐する理由もない。また日本と朝鮮の修好条約でも朝鮮を自主の国と認めた以上、日本に内政干渉する権力はないというものであり、日本の提案を断固として拒絶した³¹⁾。しかし、李鴻章は日本の提案を拒絶したものの、軍事面の準備はいっさいしていなかった。6月18日に、袁世凱は清兵の増派を提案したが、李鴻章は両国の衝突を警戒して出兵を断っていた³²⁾。

檜山幸夫氏は、6月15日に内閣で通過した日清共同内政改革案については、①清国が拒否すること、②朝鮮の主権を武力で侵害する内政干渉であること、③朝鮮の自主独立論を以て清国の属邦論を批判することである。それを承知で断行することを決定したことから、日本は6月15日の時点で対清の武力衝突を覚悟したと指摘した³³⁾。予期した通り清側の回答は反発するものであったため、日本はこれを口実にして、6月22日の御前会議で、清国側の主張に全面的に対立する対清回答（第一次絶交書）³⁴⁾と、第二次部隊を輸送することを決定した。23日に陸奥外相は汪鳳藻公使へ軍隊駐留と日本単独内政改革の実施を通知し、24日に暫く中止されていた混成旅団残部4000名が乗った軍艦8隻に広島市宇品を出港させた³⁵⁾。

6月22日に、朝鮮にいる大鳥公使は陸奥外相から「日清兩國ノ衝突ハ到底免レ難キ」³⁶⁾という電報を受け取ると共同撤兵の交渉を打ち切り、強硬な態度に転じていた。大鳥は6月23日に本国の内訓にもとづき、朝鮮政府に内政改革を提議した。つまり、それまでの外交の慣例にしたがい、清国を相手にして内政改革案を交渉し、朝鮮を従属的な地位に置いていたが、この時清国の立場にかまわず、軍事的圧力による朝鮮の内政改革を強行に推進する方針に変わっていた。もちろん、清軍が不満に思って攻撃に来たら、開戦に踏み切るのである。

しかし、日本の要求に対し朝鮮の態度は抵抗的なものであった。朝鮮国王は6月24日に閑泳駿に命じて、袁世凱に清国への忠心を表したとともに大兵の増派を懇請した。その上に新しい駐津督理李冕相に命じて天津にむけて出発させ、救援を求めている³⁷⁾。袁世凱も朝鮮が存亡

の危機に陥ったと見て、李鴻章に重兵の増援を請願した。しかし李鴻章は、すでに露国に調停を頼んだので、日本の挑発に乗らないように事態を見守るべきだと訓電していた³⁸⁾。つまり、李は増兵より列強の圧力で日本に撤兵させる平和的な方法のほうがよりよい選択肢だと考えた。

正式な調停依頼は朝鮮政府より実行した。6月24日に朝鮮総理交渉通商事務衙門より在朝鮮各国代表に日清両国の撤兵のための調停を求める照会を送った。照会では、清軍は朝鮮政府の要請で来たが、日本軍は要請がないものも都城に入った。日本軍が朝鮮に駐留している状態は「寔與萬國公法違背」(万国公法に違反している)と批判し、各国との修好通商条約にもとづいて「從中爲善調處」(間に立って調停をすることを切望する)と書かれていた³⁹⁾。

清国側からも李鴻章より英・露両国に調停を依頼したため、6月24日に露国駐日公使ヒトロヴォーは陸奥外相に会見を求め、本国の訓令にもとづき日清間の調停を申し入れた。当日の交渉では露国は陸奥から「日本政府ハ自ら交戦ヲ挑マサルヘシ」⁴⁰⁾と日本が開戦を挑発しない言質を得ていた。このように、清国の支持を得た朝鮮国王は6月27日に大鳥に対して、撤兵してからでないかと内政改革を議論しないという強硬な姿勢を示していた⁴¹⁾。

4 朝鮮に対する属邦問題の提起

日本は撤兵するどころか、6月27日に第二次部隊を仁川に入港させた。この段階では、朝鮮では清国兵は約2500名、日本兵は約8000名の兵力となり、仁川・漢城を完全に日本軍の制圧下においた。陸奥は27日に伊藤あての書簡に「旁以て大鳥が申越したる属邦論の争にても、又は其他何等の問題にても一衝突を爲試みては如何」⁴²⁾と、属邦問題を利用して衝突を促成する方策を勧めた。6月28日に大鳥公使は加藤増雄書記官が口頭伝達した陸奥外相の内訓にもとづいて、清国派遣軍総兵聶士成が発した告論文に「属國を救う爲の派遣」という句を引き合いに出して、「清国公使ノ稱スル保護属邦ノ四字ハ朝鮮政府ニ於テモ之ヲ認ムルヤ否」⁴³⁾と清の保護属邦を朝鮮政府においても認めるかどうかを問いたす照会を朝鮮総理交渉通商事務衙門に送った。回答期限を1日にし、属国と認めれば日本が2万の大軍を送ると脅した⁴⁴⁾。日本は朝鮮政府が次のように回答すると想定していた。①朝鮮は自主独立にして属邦ではない、②朝鮮政府が清国の属邦である、③朝鮮政府が清国の属邦ではあるが、内治外交は自主である。このように回答した場合、日本は即座に反発し、清国が属邦保護と称して朝鮮に軍隊を派遣したのは朝鮮の独立権を侵害するものであり、また日朝修好条規を全うするのが朝鮮政府の義務であることを強調し、清国の軍隊を追い出すべきだと主張する。もし朝鮮政府の力で清軍の駆逐ができない時は、日本の兵力をもってそれに助力すると迫るなどの対策を用意していた⁴⁵⁾。回答に窮した朝鮮政府は時間を引き延ばし、急いで袁世凱に連絡をとった上で⁴⁶⁾、6月30日に総理交渉通商事務衙門主事俞吉濬が作成した照復を日本公使館に提出し、属邦問題について答えた。

朝鮮ハ初ヨリ自主ノ邦ナリ、清國我ヲ指シテ何ト稱スルモ、是ハ清國ノ勝手ニ唱ヘシモノ

ニテ、我が関係スル所ニアラズ、清兵ノ我國內ニ駐屯スルモノハ、初メ我が依頼ニ因テ来リシモノナレバ、之ヲ逐還スルヲ得ズ⁴⁷⁾。

要するに、朝鮮は自主の邦にして日本国と平等の権を保有する。この度中国に派兵を依頼したことも我国の自由の権利である。清国がどう見ているかについては本国の関係するところではない。清軍は朝鮮政府の要請で来られたので、駆逐してはいけないと反論した。朝鮮はこの返答で、清朝間の属国自主関係について、自らの「属国」という位置を巧みに回避し、後者の「自主」にのみ言及していた。杉村濬は「朝鮮政府ノ返答ハ我兩難ニ對シ、巧ニソノ峰ヲ避ケタルガ如シ」⁴⁸⁾と言っていた。日本は開戦の口実を作り出し、清朝間宗属関係を壊そうとしたが、朝鮮にやんわりと断られたのである。

5 朝鮮に対する内政改革五箇條の強要

一方、清国の依頼による列強からの関与が強まった。6月30日にヒトロヴォーは再度外務省を訪れて、日本の撤兵を強く要求するロシア政府の公文を交付した。日本の強引な開戦方針は一時的に困難に見えた。この時決断を下したのは伊藤首相であった。伊藤は陸奥に「吾人は今に及び如何にして露国の指教に応じ我が軍隊を朝鮮より撤去し得べきや、と確言せり」⁴⁹⁾と言ひ、露国の撤兵申入れを拒絶することを決意した。しかし、調停を拒絶することによる露国の軍事干渉を招く恐れもあるため、伊藤は「我は英にレラーイ（依頼）する傾向を取り候事は、不得策とは不察候」⁵⁰⁾と、英露の対立を利用して露国の矛先を鈍らせることを陸奥に勧めた。

7月1日に陸奥外相は在清小村代理公使に、在清国英国公使と意思疎通させる訓電を送った⁵¹⁾。同時に朝鮮の大鳥公使と参謀本部にも「急激ナル処置ヲ執ルベカラザル」⁵²⁾旨の指示を下した。7月3日にキムバーリ外務大臣の電訓を受けた駐日英国公使ページェントは陸奥外相に会見を求め、清国の体制権力を損害しない限り和談会議を開く清の意向を伝えていた。これに対し、陸奥は6月の朝鮮内政改革提案にもとづいて、清側より申し込めばこれに応じるが、宗主国の権利に均霑し、日本は朝鮮で清国と同等の政治上・通商上の特権を要求していた。また和談で日清直接交渉に局限することを要求した⁵³⁾。三方の了解を得て、7月7日と9日に、北京で小村公使と総理衙門との直接交渉がおこなわれていた。

しかし、この日清交渉の間に日本側の軍事行動は続いていた。7月2日、袁世凱は李鴻章に急電を發した。内容としては、漢城の情勢は緊迫し、日本軍が既に漢城の四城門を抑えていた。また地雷・大砲・兵帳・馬厩などを設置し、撤兵の兆候が見られず、大兵続来の勢いであった。そのうえ日本は謀略を蓄えて大軍を送ってきたので、安易に撤兵するはずがない。また露英はただ口先で調停をおこない、軍事力で助けてくれない限りは、軍機を誤るしかない。そこで、葉軍全部を海路、平壤もしくは鴨緑江に撤退させて再挙を期すべきだという意見である⁵⁴⁾。しかし李鴻章は、撤兵することで他人に弱みを見せ、宗主国の威厳を損なうことや、和談期に軍

隊の移動による開戦の口実を与えることを顧慮して軍隊の移動を止めさせていた⁵⁵⁾。

牙山の清軍が攻撃も撤兵もしないうちに、大鳥公使は陸奥外相の内訓にもとづいて工作の中心を内政改革に移していた。6月28日の陸奥外相の訓令では、日本の閣議で通過した内政改革案が七カ條あった⁵⁶⁾が、同時に日本公使館より内政改革五カ條を制定していた。その政府側が用意した改革案は栗野政務局長よりもたらされたもので、届けた時間は遅れていたため、大鳥公使は後に七カ條の内容を五カ條の分項目に組み込んで朝鮮政府に提示した。7月3日に日本公使館は対外に「獨立自主ノ實を擧ケ」を標榜しつつ、朝鮮総理交渉通商事務衙門趙秉稷に宛てて内政改革五カ條を突きつけた⁵⁷⁾。

この内政改革が北京の和談とほぼ同期に持ち出されたのは、①当事国朝鮮での交渉成果は北京の日清交渉条件にもなりうる、②日本は今後朝鮮での政権の樹立と利権拡大を図っている、③日本は朝鮮に対し鉄道・電信面での協力を要求し、日清開戦に向けて着実に戦争準備を行っている、④朝鮮における内政改革案の拒否を機にして戦争を引き起こす、などの理由があったと推測できる。つまり日本は調停の平和期を利用し、内政改革を口実として利権の拡大と戦争機会を狙っていたと考えられる。五カ條の内容は次の通りである。

第一條	中央政府ノ制度及地方制度ヲ改正シ並ニ人材ヲ採用スル事
第二條	財政ヲ整理シ富源ヲ開發スル事
第三條	法律ヲ整頓シ裁判ヲ改正スル事
第四條	國內ノ民亂ヲ鎮定シ安寧ヲ保持スルニ必要ナル兵備及警察ヲ設クル事
第五條	教育ノ制度ヲ確定スル事 ⁵⁸⁾

日本が用意した朝鮮政府への対応策は、①朝鮮政府が内政改革の勧告を受け入れる場合、その実行を督促する。②朝鮮政府が改革の勧告に応じない場合、恐嚇手段をとるというものであった⁵⁹⁾。日本の要求に対し、7月5日に朝鮮国王は宮中秘密会議を開いたが、総理交渉通商事務の金弘集ら大臣が積極な対策を提議できず、日本との交渉役に当ることを望まなかった⁶⁰⁾。この日に帰国した駐日辦理大臣金思轍が日本の内情について国王に復命したが、日本軍が虚嚇するのみで我が理を以って日本の内政干渉を断固として拒絶すべきだと建言した。駐上海辦理大臣閔泳翊が同じように大鳥の計略に従わないように求める電報が来ていた⁶¹⁾。しかし、この時の朝鮮政府は、日本の軍事力に対抗できる力を持っていないし、清国に救援を依頼するほかなかった。7月7日に朝鮮国王は趙秉稷に命じて袁世凱と相談させると同時に、金弘集に命じて駐天津督理徐相番と李鴻章の部下海關道盛宣懷のルートを通して直接李鴻章に請願していた。電文では「大鳥日日促急、事勢甚危、民心騒動、都城几空、速圖設法以解急迫、但望中堂」⁶²⁾（大鳥に日々催促されて、情勢が甚だ危うく、民心が騒動し、都城は殆ど空しくなった。事が差し迫っており、唯李中堂に望むが、早急に対策を講じて急を済ませる）と、清国の介入を要請していた。

しかし北京では小村公使との和談が始まったので、李鴻章は軍隊を動かす時機でないとして、朝鮮の要請に対して「目前貴國只要設法拖延時日、中國必能力保無虞」⁶³（貴国は時日を延引する方法だけ考えてもらい、中国は必ず全力で朝鮮を保全する）と回答した。仕方がなく、7月10日に趙秉稷は袁世凱に面会し、日本の要求に応じて会議に参加するが、聞くだけで実行しないことを約束した。結局、朝鮮内務府督辦申正熙、協辦金宗漢、曹寅承の3人で改革取調委員会を組み、老人亭で内政改革内容の詳細について聴講することになった⁶⁴。

この内政改革五カ條は、文面から見れば、6月13日伊藤の提案よりかなり緩和した表現をとっていた。例えば、「中央政府及地方官吏ヲ淘汰スル事」は「中央政府ノ制度及地方制度ヲ改正シ並ニ人材ヲ採用スルコト」に替わった。また、「教育ノ制度ヲ確定スルコト」などの内容を増やし、実効性のある改革のように見えた。しかし、具体案からすれば、かなり厳しいものがあった⁶⁵。例えば、第一條「中央政府ノ制度及地方制度ヲ改正シ並ニ人材ヲ採用スルコト」の項目には次の内容が含まれている。

- 一 内外庶政ヲ総理スル機務ハ擧ケテコレヲ議政府ニ復舊シ六曹判書ヲシテ各々其分職ヲ守ラシメ而シテ勢道執權ノ弊政ヲ廢止スル事
- 一 内政政務ト宮中事務ト断然區別ヲ立テ宮中ニ奉仕スル官吏ヲシテ一切政務ニ干渉セシメザル事
- 一 外國交渉ノ事宜ヲ重シ國家ニ代リ其責ニ任スル大臣之ヲ主宰セシム可キ事

これは宮廷・政府・外交を含めた各部署の人事を改革し、権責を分離させ、近代国家に向かわせる改革のように見えるが、閔泳駿など閔妃一族を代表とする親清の勢道家の勢力を排除し、朝鮮政府の枢要部署に親日派の樹立及び王権の制約を狙っていたことが、8月以降の日本の勝利を前提とした「甲午更張」の人事変動からみてわかる。さらに以上の内容は10日以内に実行することを強要した。

また、第二條の「財政ヲ整理シ富源ヲ開発スルコト」にはつぎのようなものがある。

- 一 京城ト要港トノ間ニ鐵道ヲ建築シ并全國重要ノ城市ニ通スル堅牢ナル電信ヲ架設シ以テ通信往來ノ便ヲ開ク事
- 一 各開港場ニアル税關ハ一ニ朝鮮政府自ラ之ヲ管理シ他國ノ干預ヲ容レザル事
- 一 貨幣制度ヲ改定スル事

以上の内容のうち、電線の件は10日以内の実行が強要された。実際、開戦準備の一環として日本軍による軍用電線の架設は既に始まっていた。そして、以上の利権要求は、後の甲午更張で、京釜・京仁鉄道の施設権、軍用電線の永久管理権、全国鉦山の試掘権、木浦港開港朝鮮税関監督権など重要利権の日本譲与に関連している⁶⁶。開税自主は防穀令の全廃、清国が独占した朝鮮関税体制の排除と繋がっている。貨幣制度の改定については、一見すると日本貨幣の流通権のためにみえるが、本質は金地金の獲得を狙うことにあった。中塚明氏は『日本帝國統計年鑑』にもとづいて、日清戦争までの日本の輸入金総額1230万円のうち、朝鮮からは835万

円、68%を占めていたことを明らかにした。朝鮮が日本にとって、金地金の供給地という日本資本主義の本源的蓄積の獲得地として極めて重要な意義を持っていることを指摘した⁶⁷⁾。

老人亭で提出した内政改革案の内容は政治・経済の全般的な改革についてのものであり、10日から2年以内に実施する期限が付けられていた。長期的には、朝鮮を日本の保護国にする最終的な目標の実現を図っており、短期的には、鉄道や電信線施設権・朝鮮関税などによって利権の獲得と親日政権の樹立を狙っていたとみられる。もっとも、五カ條は日本が一方的に強要した改革案なので、朝鮮政府に断られる可能性も高い。このため老人亭会談が開始した7月10日に、大鳥公使は陸奥外相に、もし朝鮮政府に内政改革を拒絶される場合は恐嚇手段をとるが、二つの対策が講じられると上申した。甲案は護衛兵を派遣して漢城の諸門と王宮の諸門を守り、朝鮮が承服するまで手詰めの談判をおこなう。乙案は内政改革の代わりに再び宗属問題を持ち出すことと、電線架設などの利権獲得を脅迫することであった⁶⁸⁾。

日本の内政改革要求に対処するために、朝鮮国王は7月11日に乾清宮で秘密会議を開いた。金弘集は、勤政愛民の遺訓に従えば改革を実行すべきだと主張した。それに対し金炳始は、内政改革綱目を受けるのは国体を失うことだと痛論し、他国の脅威に従うより自ら先に治を図るべきだと主張した。一方諸大臣は内政改革には適当なものもあるものの、我が政府が微力なため成就できないと言っていたのに対し、申正熙は難しいからと言ってやらないのではなく、難しいからこそやってみる必要があると反論をした⁶⁹⁾。諸大臣は日本に従って行けば清国の立場がどのようになるのかと心配したが、国王は国事が甚だ緊急になり、清国の都合に拘らず早速改革を挙行するようにと決めていた。このように、日本側の内政改革案に対し、朝鮮政府はよりよい対処をする方策がなく、清国に頼ることもできなかった。結局、内部の意見をまとめた上で、内政改革を実施することを認めるが、金炳始の主張したように自発的に内政改革の意志を表すことを堅持することになった。会議の末、主に①内政改革に関する国王殿下の勅諭を発すること、②7月13日に校正庁を設けて政治一新を表明すること、③閔泳駿を重職から解任し、金弘集・金炳始を校正庁総裁に任じ、金永寿・尹用求・朴定陽・閔泳奎・申正熙・金宗漢・曹寅承らを校正庁堂上に任命すること、④西太后の還暦の慶典を祝賀するために進賀謝恩使を派遣すること、などを決めた⁷⁰⁾。『高宗実録』では校正庁の設立について次のように記された。

教曰、國計之艱細、民生之困瘁、轉至於委靡而莫可收拾者、寔由乎因循姑息。法懈而不知振、弊痼而不知革、上下恬嬉有以致之矣。予則瞿然警惕一榻、屢興思、欲奮發淬礪一新政治。所以有日昨之教。凡百官臣隣亦宜有猛省、而求盡對揚之責矣。令廟堂設校正廳、堂郎差出使之。逐日會商、隨事啓稟施行⁷¹⁾。

大要はつぎのとおりである。国王によると、いまは国計が艱難のなかにあり、民生が貧困しており、みな意気が上らず事態を收拾できないのは、全て困習にとらわれて法律や弊害の消除に怠けたことにある。故に国王は奮然と自覚し、今から奮起して政治を革新すべきだと決心

した。百官もこれを悟り、責任を持って立ち上がろうとしている。王命に従い、朝廷では校正庁を設け、官僚を任命して改革の事を商議し、改革を実施しようとするのである。つまり、『実録』では、国王が自発的に内政改革の重要性を悟り、外国の強要によるものではないことのように記されていた。

大鳥公使の目から見れば、11日の朝鮮政府の秘密会議は清国の崇拜者たちの会議であり、校正庁の設立は名目であって改革を偽装する権謀にすぎないものであった。清国に使臣を派遣することは上国に対する典礼を変更しない決心を示すものであり、陰に密書を附したかもしれない。諸大臣は因循姑息にして、外に清国を恐れ、内に閔氏を憚っているため、内政改革を実行することが難しい。故に適切な手段を講じて施行を促すべきだと大鳥は陸奥外相に上申した。これに対し、7月12日に陸奥は「北京ニ於ケル英國ノ仲裁失敗シタルヨリ、今ハ斷然タル處置ヲ施スノ必要アリ、故ニ閣下ハ克ク注意シテ世上ノ批難ヲ来ササル或ル口實を擇ヒ、之ヲ以テ實際運動ヲ始ムヘシ」⁷²⁾と、北京の和談が決裂したため、列強の非難に注意しつつ、実際の行動を講じることを命じた。つまり、和談の決裂は英国による調停の失敗を意味しており、開戦の機会を逃さないようあらゆる手段を使って開戦を急ぐべきだという命令であった。

英国の調停による対清国の内政改革に関する和談の決裂は宣告されたが、朝鮮での内政改革交渉の最中であった。しかし、7月15日に老人亭の会合が終わると、改革委員会の申正熙は、朝鮮政府の内政改革の着手は日本軍撤兵後のことにすると返答した⁷³⁾。続いて16日に、朝鮮督辦交渉通商事務趙秉稷より照会をもって正式に回答した。公文は次のように書かれていた。

公使ハ大軍ヲ以テ都下ニ駐守シ、内政改革案ヲ強制スルハ、勸勉厚誼ニ出ヅト雖モ、和平本旨ニ缺クルモノアルヲ以テ、同公使先ヅ留兵ヲ撤シ、信睦ヲ昭カニセバ、則チ我國自ラ盡心講求シ、取次措辦スベキヲ陳ブ。又タ督辦内務府事申正熙、參議内務府事金宗漢、曹寅承聯名シテ、大鳥公使ニ書ヲ致シ、内政改革方案綱目及ビ分條規限二冊ヲ繳回シ、亟カニ撤兵センコトヲ求ム⁷⁴⁾。

要するに、大鳥公使が大軍の都城駐屯をもって朝鮮の内政改革を強要していることは、厚誼でありながら平和の本旨に背いている。故にまず日本の撤兵を堅く求める。日本が信睦を示してくれば、朝鮮政府も改革に尽力すべきである。当面は内政改革綱目と條款を返還し、日本の即時撤兵を要求した。この回答は大鳥公使の予想した以上に強い抵抗を示したものであった。朝鮮政府の決心を表明し、内政改革案を正式に拒絶したものである。大鳥公使は直ちに朝鮮の要求する撤兵論に反発したが、とにかく開戦を決定したため、燃料・軍糧・武器・爆薬を朝鮮に運び続け、戦争の準備に着実に取り掛かっていた⁷⁵⁾。

他方、このとき袁世凱はなにも手立てを講じられず、津海關道盛宣懷に「韓若華妻、被人強奪、妻急呼本夫、争無力、坐視、情何以堪」⁷⁶⁾（朝鮮は中華の妻のようだ。妻は強奪され、叫び続けて夫に助けを求めているが、夫は力がなく何の手立てもできなかった、これほど情けないことがあるのか）と、その惨めな立場を告白していた。彼は病気を理由に李鴻章に帰国を申

し込み、7月18日に許可をもらった⁷⁷⁾。杉村濬の記述によると、医師の話では袁世凱はただ風邪気味でさしたる病気ではない。袁世凱は軽装して夜にひそかに京城を出て、仁川に着く前に轎子に乗り替えて、その後清艦揚威号に搭乗して天津に帰り、狼狽極める様子であったと記されていた⁷⁸⁾。袁世凱の帰国は朝鮮政府にとっては致命的な打撃になった。7月20日、大鳥公使はこれを機に再び属邦問題を取り上げ、朝鮮督辦交渉通商事務趙秉稷に照会を發した。内容としては、清軍が朝鮮国内に駐在することは朝鮮の独立を侵害するもので、清国と締結した全ての通商章程を廃棄し、速やかに清兵の境外駆逐をし、自主独立の実をあげるべきだという要求である。そして回答期限は2日以内に限ると迫っていた⁷⁹⁾。大鳥公使がこのとき内政改革の強要を放棄し、再び属邦問題を持ち上げた理由は、①属邦問題は清朝間の関係を切り離す切り札であり、大鳥公使からして内政改革より強硬な策略だと見られる。②内政改革案は朝鮮政府に拒絶されたばかりで、その反発した理由は朝鮮の自主性に違反し、重大な内政干渉になった。このままでは朝鮮の独立自主のために開戦するという口実もなくなるから、口実を変えて属邦問題を再度提出したと考えられる。

6 朝鮮王宮占領の計画と実行

7月16日に新たに「日英通商航海条約」が調印された。これは日本にとって、多年の課題であった条約改正の努力が成果をあげ、英国が日本の立場を支持することを意味するものと受け取られた。17日に大本営會議を開き、日清開戦を最終的に確定したが、欠けているものは開戦の口実であった。一方、朝鮮が素直に日本の内政改革要求を受け入れるはずがないため、7月18日に、大鳥公使は王宮を包圍して軍事的威嚇によって属邦問題を解決する提案を再度陸奥に上申した。しかし閣議では十分に慎重であるべきだという異議が出た。陸奥外相は「徒に弁論討議に日子を空費するの無益なるを感じ」⁸⁰⁾て、7月19日に大鳥に「此時ニ當リ閣下ハ自ラ正當ト認ムル手段ヲ執ラルベシ」⁸¹⁾と訓令していた。つまり王宮包圍案を否定しながら、開戦の手段方法を現地の大鳥公使に一任するという矛盾した指示を出して、とにかく開戦を急ぐことを催促していた。7月20日に、大鳥公使は、宗属関係は朝鮮の独立を侵害するもので、清軍を速やかに駆逐すべしと要求する最後通牒を朝鮮政府に突きつけ、回答期限を22日中に迫った。このとき大鳥は「如何ナル返答ヲ爲スモ、又ハ期ヲ過ギテ返答ヲ爲サザルモ共ニ事を擧ゲ」⁸²⁾ようと決意していた。22日に予想通り、朝鮮政府から「清兵ハ我ガ國請援スルニ因リテ來ル」⁸³⁾ため、駆逐できないという拒否の回答があった。23日に大鳥は大島義昌第9旅団に断固として王宮を包圍することを依頼して、全旅団兵力で王宮攻撃を実行した。その日に日本軍は国王を拘束し、大鳥公使は大院君を王宮に入れて朝鮮政府の首脳とした。清軍を攻撃する大義名分を獲得するのに、朝鮮国王の委託書もらい、朝鮮政府に牙山にいる清軍への攻撃を日本に依頼するようにせしめ、対清開戦の口実を得ていた。杉村濬の記述では「大鳥公使ハ參内大院君ノ前ニ於テ、趙外務督辦ト議論ヲ盡シ僅ニ一通ノ委任状體ノ書面ヲ領セリ、大院君ト趙督辦ハ

孰モ支那最眞ノ方ナレバ之ヲ與フルニ躊躇シタルハ当然ト謂フベシ」⁸⁴⁾とあり、大院君と趙秉稷が清国寄りの人なので依頼書に抵抗したのは当たり前だと述べていた。朴宗根氏や中塚明氏の先行研究では、清軍を駆逐する依頼書の全文を示す文書は韓国と日本で刊行されている外交文書のいずれにも見当たらなかったとする。彼らはこの依頼書が朝鮮政府からは出されていないかとの疑問を提起している⁸⁵⁾。

参謀本部編纂『明治二十七八年日清戦史』では、王宮占領は先に射撃をしてきた朝鮮兵に反撃して日本軍が王宮占領した自衛的・偶発的な事件と説明されている⁸⁶⁾。しかし中塚明氏は福島県立図書館佐藤文庫に所蔵されていた『日清戦史草案』を検討することで、王宮占領は草案段階で詳細に描かれていた日本公使と混成旅団の間で事前に計画して実行されたものであったが、公刊戦史では書き換えられ、歴史の偽造が行われたことを解明した⁸⁷⁾。しかし、事件が起こった当時の状況について、陸奥は「朝鮮政府は竟に我が要求に対し甚だ不満足なる回答をなしたり、よってやむをえず断然王宮を囲むの強手処分を施したり…快報一時に我が国内に伝播し、また彼の欧米各国政府も、日清の交戦実存の今日となりては容易に容喙干涉すべき余地なく、暫く傍観の地位に立」⁸⁸⁾たと記している。日本は王宮攻撃事件について列国に対し「朝鮮兵ハ日本兵ニ向テ發砲シテ雙方互ニ砲撃セリ」⁸⁹⁾と、朝鮮兵士が日本軍に向けて発砲したことによる偶発的な衝突事件と発表し、事件の真実を歴史から消し去ったのである。

終わりに

東学農民軍の蜂起が勃発すると、朝鮮政府は属邦関係に基づいて宗主国の清国に保護を求めたが、これは当時の朝鮮の対外政策からして特別なことではなかった。清国は壬午・甲申政変以来、袁世凱を通じて朝鮮に対し干渉を強化したが、基本的に伝統的な属邦関係の維持・防衛に重点を置き、清・朝鮮の双方は事大字小の原則に依拠して共同利益を求めた。逆に、日本は朝鮮の独立自主のために戦争したと唱えながらも、軍事的な圧力で朝鮮政府に内政改革と独立自主を交互に強要した。このことは朝鮮政府からその内政の自主性を否定するものと見做され、反発されていた。

6月13日に伊藤首相が閣議に内政改革を提議したのは、日本軍の朝鮮駐留の名目を探すためのものであった。しかしこの提議は清国の優越性を否定したものとして、清国は認めることができなかった。これにより日本は開戦の口実を得て、6月22日に清国側の主張とは全面的に対立する絶交書を発布し、第二次部隊を輸送することを決定した。6月23日に大鳥公使は清国に断られた内政改革案を直接朝鮮政府に提議したが、これは朝鮮国王にも拒絶された。そこで大鳥公使は方法を変えて、6月28日に朝鮮に保護属邦の四字を認めるかを迫っていた。これに対し朝鮮の照復は、朝鮮が「属国」であるかはともかくとしても「自主」の国だと返答し、日本の開戦の口実をなくしてしまった。

7月に入ると、露英の調停活動が活発となり、北京でも7月7日から小村公使と総理衙門と

の間で朝鮮の内政改革についての直接交渉が始まった。こうして日本政府はすぐに開戦に持ち込むことが難しくなり、大鳥公使は平和期を利用して朝鮮政府に内政改革五カ條を突きつけた。7月10日、老人亭で提出した内政改革の具体案は、親日政権の樹立と利権の獲得を目指した複雑な條款が盛り込まれていたが、戦争を控えて鉄道や電信施設の建設は不可欠であった。陸奥自身は内政改革が実効性の薄いものだと思なし、「余は初めより朝鮮内政の改革その事に対しては格別重きを措かず、また朝鮮の如き国柄が果たして善く満足なる改革をなし遂ぐべきや否やを疑えり」⁹⁰⁾と朝鮮の内政改革に関心を持たないことを是認しており、それは日清戦争を引き起こしたり日本の利権の拡大を図ったりするためのものであった。杉村も、内政改革も独立属邦も開戦の口実を作るための手段だと述べていた⁹¹⁾。もっとも、日清戦争直後の甲午更張を含めて考えると、伊藤が閣議で内政改革案を提起したとき、単なる開戦の口実ではなく、長期的に朝鮮を日本の影響下に置く戦略を持っていたのではないかと思われる。清国に対する内政改革和談の決裂は戦争の口実になったが、朝鮮に対する内政改革の交渉は戦争の口実と親日政権の樹立の二つの目的を持っていたと考えられる。

しかし、内政改革案は7月16日に朝鮮政府に断固として拒絶された。このまま内政改革に執着したら開戦の時機を失ってしまう恐れがあるため、7月20日に大鳥公使は内政改革を放棄し、再び属邦問題を持ち出して、朝鮮政府に清国と締結した通商章程の全廃と清兵の駆逐を要求した。これは単なる外交衝突を挑発するための動きではなく、列国に黙認されてきた日朝間の属邦関係を徹底的に否定し、日清開戦の目的を達成させる思惑があったと考えられる。23日に朝鮮王宮占領事件が起こった。朴宗根氏は、日本軍の朝鮮王宮占領の目的としては、①国王が王宮から脱出することを防止して、それを捕虜にすること、②朝鮮政府から清軍の「駆逐依頼」を要求させること、③閔氏政権を倒して親日的な政権を樹立することの3点であったと指摘した⁹²⁾。日本は、日清戦争は朝鮮の独立のための戦争であると内外に繰り返し宣言し、国際的な約束事としていたが、日清戦争における日本軍の最初の武力行使は朝鮮王宮景福宮の占領から始まったのである。その目的は朝鮮の独立自主国のためではなく、清国の勢力を排除し、朝鮮を日本勢力の影響下に置くことにあった。

日清両国の朝鮮出兵から開戦までは2ヵ月かかった。もし朝鮮政府が6月の最初から日本が提案した独立自主を引き受けていたならば、朝鮮の情勢は異なる方向に向かっていたのかもしれない。しかし朝鮮政府はつねに袁世凱と連絡をとっていた。袁世凱が帰国したとしても、朝鮮の強硬な態度は変わっていなかったであろう。国王も最後の王宮攻撃まで粘り強くその姿勢を堅持し、日本に屈服しなかった。それは清・朝間の属国自主といった伝統的な国家間関係に拘り、日清戦争の最後の勝利が清国に帰するであろうと信じていたためとも考えられるが、むしろ領郭寧府金炳始が主張したように、日本の強要による独立自主ではなく、自らの独立自主をもとめる矜持があったのではないかと思われる。

<注>

- 1) 姜在彦『新訂朝鮮近代史研究』、日本評論社、1982、pp.163-178
- 2) 国家清史編纂委員会『李鴻章全集』第24冊、G20-04-006條、安徽教育出版社、2008、p.35
- 3) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27卷2冊、497條、日本国際連合協会、1953、p.152
- 4) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27卷2冊、498條、日本国際連合協会、1953、pp.153-154
- 5) 姜在彦『新訂朝鮮近代史研究』、日本評論社、1982、pp.180-181
- 6) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4卷、東京大学出版会、1986、p.1066
- 7) 森万佑子『朝鮮外交の近代』、名古屋大学出版会、2017、p.149
- 8) 檜山幸夫『日清戦争—秘蔵写真が明かす真実』、講談社、1997、p.35
- 9) 王如絵『甲午戦争と朝鮮』、天津古籍出版社、2004年、pp.118-120
- 10) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4卷、東京大学出版会、1986、p.1065
- 11) 国家清史編纂委員会『李鴻章全集』第24冊、G20-05-001條、安徽教育出版社、2008、p.44
- 12) 日本外務省編纂『日本外交文章』第27卷2冊、500條、日本国際連合協会、1953、p.155
- 13) 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第1巻、東京印刷株式会社、1904、pp.106-107
- 14) 日本外務省編纂『日本外交文章』第27卷2冊、518條、日本国際連合協会、1953、pp.167-68
- 15) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.8
- 16) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、700條、河南大学出版社、2013、p.353
- 17) 『国家図書館蔵歴史檔案文獻叢刊・国家図書館蔵清代孤本外交檔案』第24巻、2002、p.10024
- 18) 姜在彦『新訂朝鮮近代史研究』、日本評論社、1982、pp.179-186
- 19) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、p.1070
- 20) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.10
- 21) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、745條、河南大学出版社、2013、p.370
- 22) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、753條、河南大学出版社、2013、p.373
- 23) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、535條、538條、542條、548條、日本国際連合協会、1953、p.184、p.186、p.192、p.199
- 24) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、543條、日本国際連合協会、1953、p.192
- 25) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、pp.1076-1078
- 26) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、p.1078
- 27) 国家清史編纂委員会『李鴻章全集』第24冊、G20-05-051條、安徽教育出版社、2008、p.57
- 28) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、551條、日本国際連合協会、1953、pp.206-207
- 29) 陸奥宗光著・中塚明校注『蹇蹇録』、岩波書店、1983、p.51
- 30) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、551條、日本国際連合協会、1953、p.207
- 31) 国家清史編纂委員会『李鴻章全集』第24冊、G20-05-076條、安徽教育出版社、2008、p.64
- 32) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、746條、河南大学出版社、2013、p.370
- 33) 檜山幸夫『日清戦争—秘蔵写真が明かす真実』、講談社、1997、p.37
- 34) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、578條、日本国際連合協会、1953、pp.235-237
- 35) 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第1巻、東京印刷株式会社、1904、p.113
- 36) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、370條、日本国際連合協会、1953、p.558
- 37) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、763條、764條、河南大学出版社、2013、p.376
- 38) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、767條、河南大学出版社、2013、p.377
- 39) 旧韓国外交文書編纂委員会編『統署日記』第3部、亜細亜問題研究所高麗大学校出版部、1972、pp.332-333（森万佑子『朝鮮外交の近代』、p.157より再引用）
- 40) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、620條、日本国際連合協会、1953、p.277
- 41) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、774條、河南大学出版社、2013、p.380
- 42) 春暎公追頌會『伊藤博文伝』下巻、統正社、1940、p.64
- 43) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.27
- 44) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、779條、河南大学出版社、2013、p.381
- 45) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、pp.25-26
- 46) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、788條、河南大学出版社、2013、p.384
- 47) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.28
- 48) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.27
- 49) 陸奥宗光著・中塚明校注『蹇蹇録』、岩波書店、1983、p.81
- 50) 中塚明『日清戦争の研究』、青木書店、1968、p.143

- 51) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、637條、日本国際連合協会、1953、p.287-288
- 52) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、636條、日本国際連合協会、1953、pp.286-287
- 53) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、640條、日本国際連合協会、1953、pp.289-290
- 54) 故宮博物院編『清光緒朝中日交渉史料』第14巻、1083條、1932、p.8
- 55) 国家清史編纂委員会『李鴻章全集』第24冊、G20-06-070條、安徽教育出版社、2008、p.121
- 56) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、386條、日本国際連合協会、1953、pp.578-579 具体的には「一、官司ノ職守ヲ明カニシ地方官吏ノ情弊ヲ矯正スル事。一、外國交渉ノ事宜ヲ重ジ職守其人ヲ擇ブ事。一、裁判ヲ公正スル事。一、會計出納ヲ嚴正ニスル事。一、幣制ヲ改定スル事。一、交通ノ便ヲ起ス事」である。
- 57) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、393條、日本国際連合協会、1953、p.584
- 58) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、396條、日本国際連合協会、1953、p.587
- 59) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.27
- 60) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、819條、河南大学出版社、2013、p.396
- 61) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、p.1084
- 62) 国家清史編纂委員会『李鴻章全集』第24冊、G20-06-051條、安徽教育出版社、2008、pp.115-116
- 63) 同上
- 64) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻、832條、河南大学出版社、2013、p.400
- 65) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、396條、日本国際連合協会、1953、pp.587-591
- 66) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻2冊、289條、485條、494條、日本国際連合協会、1953、p.476、p.110、p.124
- 67) 中塚明『日清戦争の研究』、青木書店、1968、pp.31-36
- 68) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、398條、日本国際連合協会、1953、pp.592-593
- 69) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下巻、朝鮮総督府中枢院、1940、pp.393-394 『甲午実記』甲午年6月9日条、田保橋書より再引用
- 70) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、409條、日本国際連合協会、1953、pp.600-603
- 71) 『李朝実録・高宗大皇帝実録三』第55冊、学習院東洋文化研究所、1967、p.179
- 72) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、403條、日本国際連合協会、1953、p.596
- 73) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.38
- 74) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、pp.1090-1091
- 75) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、p.1091
- 76) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻821條、河南大学出版社、2013、p.396
- 77) 国家清史編纂委員会『袁世凱全集』第3巻849條、河南大学出版社、2013、p.406
- 78) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、pp.41-44
- 79) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、p.1094
- 80) 陸奥宗光著・中塚明校注『蹇蹇録』、岩波書店、1983、p.136
- 81) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、414條、日本国際連合協会、1953、p.612
- 82) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.46
- 83) 朝鮮史編修会『朝鮮史』第6編第4巻、東京大学出版会、1986、p.1095
- 84) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.61
- 85) 朴宗根『日清戦争と朝鮮』、青木書店、1972、pp.67-69
- 86) 参謀本部編纂『明治廿七八年日清戦史』第1巻、東京印刷株式会社、1904、pp.119-120
- 87) 中塚明『歴史の偽造をただす』、高文研、1997、p.37
- 88) 陸奥宗光著・中塚明校注『蹇蹇録』、岩波書店、1983、pp.137-138
- 89) 日本外務省編纂『日本外交文書』第27巻1冊、419條、日本国際連合協会、1953、pp.617-618
- 90) 陸奥宗光著・中塚明校注『蹇蹇録』、岩波書店、1983、p.62
- 91) 杉村濬『明治廿七八年在韓苦心録』、勇喜社、1932、p.25
- 92) 朴宗根『日清戦争と朝鮮』、青木書店、1972、p.63

主指導教員（真水康樹教授）、副指導教員（神田豊隆准教授・稲吉晃准教授）